

「浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証報告書」における
提言を踏まえた再発防止に向けた対応について

1. 概要

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落の原因究明の結果を踏まえて公正で中立な観点から行政対応の妥当性の評価及び検証を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき委嘱した“浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員”から報告書が提出されました。（別紙：参考資料）

浜松市はこの報告書の内容を真摯に受け止め、検証委員からの提言に対し、市民の安全・安心の観点から再発防止に向けた対応を取りまとめ、適切な行政対応が図られるよう取り組んでまいります。

対応状況

- 令和5年8月7日 行政対応検証委員報告書の受理
- 令和5年8月8日 再発防止に向けた対応検討のための庁内検討会議を設置
➤再発防止に向けた対応方針の検討
- 令和5年9月14日 対応方針の決定
- 令和5年9月14日 盛土等に関する庁内協議会を設置
➤再発防止策の取り組み

2. 提言内容および再発防止に向けた対応方針

【提言内容】

(1) 各部署における連携について

ア 職員の意識醸成に関すること

- ・安全・安心に伴う業務は、本来、市民の生命、身体、財産にかかわるものとして、全庁的に取り組むべきものであるが、何か起こらない限り主管部署で対処すれば十分と思われがちで、初期対応の重要性が十分に認識されていなかった感がある。
- ・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。

市の見解・対応方針

- ・市民から安全・安心に関する通報・相談を受けた際に、事実確認や関係部署への情報共有等、事案解決に向けた速やかな対応をするためには、職員一人一人が常に危機管理意識をもって業務にあたる必要があると考えます。

- ・そのため、職員の危機管理意識の向上のための職員研修を開催するなど、すべての職員の危機管理意識の強化を図るとともに、市民に寄り添った形で通報・相談へ対応していくための体制の整備をまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（１）ア」のとおり

【提言内容】

（１）各部署における連携について

イ 情報共有に関すること

- ・初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。
- ・市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有をするシステムの整備及び人材の育成が望まれる。
- ・認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。
- ・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。

市の見解・対応方針

- ・不適切な盛土等に早期かつ適切に対応するためには、盛土等に関する情報収集を徹底したうえで、収集した情報を関係部署間で確実に共有するためのシステムや庁内連携のための体制を整備する必要があると考えます。
- ・そのため、地形データ等を用いた盛土等の情報収集や市民からの通報を容易とするシステムの整備をするなど、情報収集の徹底に努めてまいります。また、情報の共有化については、庁内システムを活用した情報共有のシステムを整備するとともに、関係部署間での情報共有や連携をスムーズに行うための“浜松市盛土等対策協議会”を設置するなど、情報共有化のための庁内連携組織を構築してまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（１）イ」のとおり

【提言内容】

（２）静岡県との連携について

- ・市民・県民の安全・安心に関する情報については、市に権限がないとしても、現場により身近な基礎自治体から発信する等、県との間の円滑な連絡、情報を提供する体制の整備が求められている。

市の見解・対応方針

- ・安全・安心に関する事案の解決に向けては、市や県が有する権限を十全に活用し、適切な対応を図るため、市民からの情報や現地調査の結果、許認可の状況等の情報を共有することに加え、市と県とが十分に連携して対処していくことが必要であると考えます。
- ・そのため、県と市が情報共有できる体制を構築し、相互の事務に対する理解を深めながら連携して事案解決に向けた対応や提言ができるよう県との連携の強化を図ってまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（２）」のとおり

【提言内容】

(3) 今次災害教訓の継承について

- ・市が行った災害発生後の応急措置については、二次災害が発生し住民にこれ以上の影響を及ぼさないよう真摯に取り組んでいた。こうした事後の取り組みだけでなく、事前の対処も充実させることで、安全・安心に関する市民の信頼感が醸成される。

市の見解・対応方針

- ・安全・安心に関する事案に対応するにあたっては、法令に定められた措置を取るだけでなく、事案によっては最終的な解決までに時間を要し、今回のように行政対応が不十分なまま災害発生に至ってしまうことがあることを強く意識し、問題解決に向け、継続的な監視体制の構築や市民への情報提供が必要であることを教訓として活かすことが重要であると考えます。
 - ・そのため、対応が未完了な事案や時間を要する事案については継続的なチェック及び組織的な管理を徹底するとともに、盛土等に関する情報の積極的な周知を行うことで市民の不安の払拭に努めるなど、災害教訓の継承をしてまいります。
- 具体の対応及び再発防止策は別紙「対応一覧表（3）」のとおり

浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証 報告書（抜粋）

（３）総合的な検証

ア 本件土砂崩落の原因・本件改変行為について

原因調査報告書によれば、台風 15 号の大雨により盛り土内の地下水位が上昇し、せん断抵抗力を失った盛り土が崩落し、本件土砂崩落が発生した。本件盛り土量約 8,100m³のうち崩落した土量は約 3,400m³（実測値の堆積土量約 3,800m³）であって、残存した盛り土量約 4,700m³のうち約 1,600m³（崩落した場合の堆積土量約 2,000m³）が更に崩落する可能性があると考えられた。したがって、崩落するおそれがあった盛り土は、本件盛り土量約 8,100m³のうち約 5,000m³であったと考えられる。

そして、平成 3 年 9 月から平成 25 年 12 月までの間の土の増加量約 3,110m³のうち約 1,380m³分（参考資料エ：第 2 回検証会資料 6 の No. 5、6 の箇所）については崩落する可能性がある箇所に含まれていない。

第 2 回検証会資料 6 によれば、平成 25 年 12 月から令和 3 年 12 月までの間の本件土地等における土の増加量は 4,990m³程であるところ、平成 25 年 12 月以降の土砂の搬入が本件土砂崩落の規模を拡大させた要因であったと考える。

イ 市民等の安全・安心の観点から市の取り組みが適切であったのか ～ 土砂崩落の危険性に対する認識・事実調査・部署間の連携の妥当性

平成 25 年 12 月以降、平成 26 年 11 月に市民 A（前記（２）3-1～3-4）、平成 29 年 11 月及び平成 30 年 2 月に市民 B（前記（２）5-1、5-2）からの相談は土砂が崩落するおそれについての相談ではなかった。しかし、令和 3 年 12 月に市民 C（自治会長。前記（２）6-1）から土砂搬入箇所の安全性に関する相談を受けていたところ、この安全性に関する相談には合理的な理由があったと考えられる。

浜松市は、土砂搬入や安全性に関する相談を受けて現地確認を行い、本件土地所有者から事情を聴取するなどしていたのみであって、平成 27 年 3 月に「今の状態であれば、多少の豪雨でもくずれの危険性は低い」と判断して（参考資料エ：第 1 回検証会資料 11-27・B-3）、それ以上の調査を行わず、本件土地所有者に対して、さらなる土の搬入を行わないように口頭で指導していた（参考資料エ：第 1 回検証会資料 11-21・A-3、11-27・B-3、11-29～11-30・C-1）にとどまる。令和 3 年 7 月の熱海市伊豆山地区において土石流災害が発生した後においても、対応は変わらなかった。

市民の安全・安心に関する判断は慎重に行われるべきである。前記の各職員が詳細に盛り土の経緯を調査することなく安全であると判断し、その後においても、さらなる調査・検討を行わなかったことは慎重さを欠く対応であったといえる。市民の安全・安心が害されるおそれに対する浜松市の意識は低かったと評価せざるを得ない。前記（２）の各検証結果のとおり、関係各部署における情報の共有、連絡は十分であったと評価することはできない。

本件改変行為に対する市の各対応は、各対応に加えて更に調査等を行う余地があったという点で、不十分なところがあったといえる。

ウ 市民等の安全・安心の観点から市の取り組みが適切であったのか ～ 第三者・専門家との連携

本件土地の各現地調査において、各職員は、盛り土が行われていた部分を本件改変

以前に造成されていた地盤であると誤信していたことが窺われる。各職員は、必ずしも土砂災害、地盤工学に関する知識、経験を有している者ではない。重機が置かれてダンプが出入りしていた本件土地の地盤が盛り土であったことや、雨水が集水しやすい地形であることについて、対応した職員が疑いを持たなかったとしてもやむを得ない面がある。しかし、専門的知識・経験が十分でないことをもって、市民の安全・安心が害されることが許容されるものではない。

各部署に地盤工学等に関する知識・経験を有する職員を配属させることができな
いのであれば、災害ないし地盤工学等に関する専門家の協力を受ける体制を整える
ことができれば望ましかった。

エ 市民等の安全・安心の観点から市の取り組み ～ 発災後の対応について

本件土砂崩落は私有地内における土砂崩落であった。市は、私有地内での崩落であるが、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するために必要であるとして、災害対策基本法第 62 条第 1 項に基づき次の対応を行った。

市は、令和 4 年 9 月 24 日未明の本件土砂崩落後、被災世帯及び近隣世帯に対して再度避難指示を発令するとともに、土砂崩落発生直後、残存した盛り土上部にブルーシートを設置して雨水を防止する対策を実施し、同年 10 月初めに地盤伸縮計等の計測器を設置して地盤の変位を観測し始め、同年 10 月上旬から崩落土砂の撤去を開始した。同年 10 月 31 日には技術的検証委員を設置し、同委員の意見を聴きながら、同年 11 月上旬には更に土砂崩落が発生した場合の二次災害を防止するために土のう（高さ約 3m）を配置し、同年 11 月 15 日、避難指示を解除した。その後、残存盛り土を除去した後の法面整形について、土質調査等を実施して工法の妥当性を確認して工事を進め、令和 5 年 6 月上旬、法面工事を完了させた。また、本件土砂崩落後から実施している降雨時のパトロールは、法面工事完了後も継続して実施している。水路の改修工事、土砂等の処分が一部残るものの、更に土砂が崩落して周辺住民らの財産・身体・生命に危険が及ぶおそれは除去されたものと考えられる。上記対応のうち発災直後の土のう（高さ約 3m）の配置による応急対応、避難指示の解除、残存盛り土を除去した後の法面整形の妥当性については、第三者である技術的検証委員の意見を受けて確認されて、各工事が進められていた。また、残存盛り土の除去・法面整形の工期は、令和 5 年の梅雨時の豪雨による二次災害が発生することを未然に防止するために平年の梅雨入り時期を目途に組まれていた。令和 5 年台風 2 号に伴う同年 6 月 2 日の大雨による本件土地法面の変状は見当たらなかったところ、同大雨による崩落が確認されなかったのは市による発災後の対応によるものであると考えられる。

発災後に市が災害対策基本法第 62 条第 1 項に基づき市民等の生命又は身体に対する危険を防止するために行った上記の対応は、二次災害を防止するために迅速かつ適切な対応であったものとして評価することができる。と考える。

7. 委員からの提言（今後の対応）

今日豪雨災害が各地で発生するとともに、近い将来、南海トラフ地震等巨大災害が予測されていることに鑑み、安全・安心の観点から、以下の提言を行う。

（1）各部署における連携

安全・安心に伴う業務は、本来、市民の生命、身体、財産にかかわるものとして、全庁的に取り組むべきものであるが、何か起こらない限り主管部署で対処すれば十分と思われがちで、初期対応の重要性が十分に認識されていなかった感がある。

初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。

また、市の特定の部署が得ていた情報が他部署に効果的に伝わらないことによって、不十分な対応にとどまり、本件改変行為を中止させることができなかったことが悔やまれる。市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有するシステムの整備及び人材の育成が望まれる。

さらに、認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。そうすれば、令和3年8月の総点検の際、『住民からの通報等から把握した盛土等』として、点検の対象に加えられる余地もなくなかった。

各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。

（2）静岡県との連携

現静岡県土採取等規制条例及び静岡県盛土等の規制に関する条例について、令和4年7月1日から施行され、県が所管することになった。また、砂防法4条の制限、地すべり等防止法3条の地すべり防止区域の指定、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律3条の急傾斜地崩壊危険区域の指定、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律7条の土砂災害警戒区域・9条の土砂災害特別警戒区域の指定等について、静岡県が所管している。市民・県民の安全・安心に関する情報については、市に権限がないとしても、現場により身近な基礎自治体から発信する等、県との間の円滑な連絡、情報を提供する体制の整備が求められている。

（3）今次災害教訓の継承

浜松市が行った災害発生後の応急措置については、二次災害が発生し住民にこれ以上の影響を及ぼさないよう真摯に取り組んでいたことに言及しておきたい。こうした事後の取り組みだけでなく、事前の対処も充実させることで、安全・安心に関する市民の信頼感が醸成される。これを教訓として、安全・安心な都市づくりにつながることを期待したい。

★提言に対する対応一覧表

提言内容	提言に対する対応		
	対応方針	再発防止策 【対応時期】	
<p>(1) 各部署における連携 ア 職員の意識醸成に関すること</p> <p>・安心・安全に伴う業務は、本来、市民の生命、身体、財産にかかわるものとして、全庁的に取りくむべきものであるが、何か起こらない限り主管部署で対処すれば十分と思われがちで、初期対応の重要性が十分に認識されていなかった感がある。</p> <p>・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。</p>	<p>職員の危機管理意識の強化</p>	職員研修の実施	<p>A 安全・安心に関する情報に対し、迅速かつ確実な対応を実施していくためには、危機管理に関する特定部署の職員のみならず、すべての職員が高い危機管理意識を持ち、市民への対応や情報共有に務める必要がある。</p> <p>⇒そこで、<u>各階層別研修や、全部区局を対象とした危機管理意識を向上させる研修など、所属にとられない形で職員への研修を実施【随時実施】</u>し、すべての職員について危機管理意識に係る知識の習得や意識向上を図るものとする。</p>
			<p>B 高い危機管理意識の習得、保持にあたっては、災害や危機管理に係る業務についての知識の習得も重要な手段の一つとなる。</p> <p>⇒そこで、<u>従来各課で個別に実施、参加している研修について、他の関連部署の職員にも積極的な参加を促す【随時実施】</u>ことで、幅広い知識を持った職員の育成を図ると共に、関連部署間で連携して事態に対処する重要性等への理解を深めることに繋げるものとする。</p>
		通報等に対する適切な対応	<p>C 市民からの通報・相談は、安全・安心に関する情報の収集や対応に向けた端緒として、大きな役割を有している。しかし、通報・相談は必ずしも関連する業務を所管する部署に対してされるものとは限らない。</p> <p>その際に重要となるのが、通報・相談を受けた部署が正確な情報を、迅速かつ確実に業務を所管する部署へ伝達することである。</p> <p>⇒そこで、通報・相談を受けた部署は、業務の所管に関わらず、現地調査等により現状を整理、把握することを徹底すると共に、<u>庁内ネットワークを活用した情報共有システムを構築し、関連する部署との情報共有を図る。</u></p> <p>【試験運用中・令和5年10月中運用開始予定】</p>
			<p>D 市民の安全・安心に関しては、法令に則った適切な対応により事案の解決を図るだけでなく、市民の不安、疑念を取り除き、精神的な安寧を確保するための対応も重要となる。</p> <p>⇒そこで、安全・安心に関する通報・相談を受けた部署は、現況や市の対応状況を丁寧に説明するとともに、<u>庁内調整等が必要な案件については受付部署で対応方法を整理、共有し、対応状況を相手方へ報告する等、市民目線での対応を徹底する。</u>【継続実施中】※修正中</p>

<p>(1) 各部署における連携 イ 情報共有に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。 ・市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有をするシステムの整備及び人材の育成が望まれる。 ・認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。 ・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。 	<p>情報収集の徹底</p>	<p>地形データ等を用いた情報収集</p>	<p>E</p> <p>盛土等は、山間部や傾斜地等、日常的な人の出入りがなく、容易に目が行き届かない地域で行われることも多い。また、長い年月をかけて不法投棄がされることもある等、人の目による情報収集だけでは把握が困難な事案も多い。しかし、それらの盛土等であっても、崩落等により広範な地域に大きな被害をもたらすことがあり、確実な情報収集を図る必要がある。</p> <p>⇒そこで、他自治体で行われている事業も参考とし、<u>地形データ等を活用して盛土等が疑われる地点を抽出することで、市域全体について盛土等に関する正確な情報収集及び早期対応が可能となるシステムの整備【令和7年度予定】</u>について既に検討を始めている。</p>
		<p>巡回業務等における現況確認</p>	<p>F</p> <p>市が行う業務において巡回や個別の立ち入り調査等を行い、土地の利用状況や状態を確認するものがある。</p> <p>これまでも、それらの業務中に偶々認知された情報を関係部署に共有し、不適切事案の発見に繋げた事例があるが、職員の危機管理意識を向上させることで、より多くの情報の収集、事案の発見に繋げることができると考える。</p> <p>⇒そこで、<u>現地確認等を行う業務を行う際は、調査対象の土地だけでなく、周囲の土地にも意識を配る等、土地の利用状況等の変化への意識の向上を図り、様々な機会を活かした情報収集の強化に努める。</u></p> <p><u>土地の利用状況等の変化が疑われる場合には、関係部署への情報提供を速やかに行うものとする。【継続実施中】</u></p>
		<p>通報システムの整備</p>	<p>G</p> <p>広大な浜松市域全体を、職員の目のみで監視することは難しく、盛土等に関する情報の収集に当たっては、地域で暮らす住民からの通報・相談等による情報提供が重要となる。</p> <p>これまでも、電話や窓口等で多くの情報をお寄せいただき、対応へ繋げてきたところではあるが、電話や窓口という口頭でのやり取りでは、必要な情報が不明瞭となってしまうところもあった。</p> <p>また、職員に直接口頭で情報を提供することのハードルもあったものと思われる。</p> <p>⇒そこで、市民が自らの都合に合わせた通報方法を選択できるよう、<u>オンラインで盛土等の情報が通報可能なシステム（LoGoフォーム）の構築【令和5年10月中予定】</u>及び<u>浜松市公式LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」</u>を拡充【令和5年度中予定】し、より正確かつ多数の情報提供を得られるよう、環境を整えるものとする。</p>

<p>(1) 各部署における連携 イ 情報共有に関すること</p> <p>・初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。</p> <p>・市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有をするシステムの整備及び人材の育成が望まれる。</p> <p>・認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。</p> <p>・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。</p>	<p>情報共有システムの整備</p>	<p>H</p> <p>不適切な盛土等に関し、迅速かつ適切な対応を行っていくためには、関係部署間での正確かつ確実な情報共有が不可欠である。</p> <p>しかし、日々多くの情報が収集される中、個々の職員が各部署の所掌事務、保有権限等を正確に把握し、十分な情報共有を行うことは決して容易ではない。</p> <p>⇒そこで、全職員が接続可能な庁内システム内に、<u>盛土等に関する情報を入力するためのフォーム及び入力された情報を集約して閲覧可能なシステムを整備する。</u>【試験運用中・令和5年10月中運用開始予定】</p> <p>盛土等業務に関連する部署は、日々当該システムから必要な情報を取得することで、状況の把握や適切な対応へと繋げていく。これにより、市のどの部署、どの職員が入手した情報であっても、確実に関係部署に情報を伝達することができる。</p>	
	<p>情報共有の徹底</p>	<p>I</p> <p>不適切な盛土等に関する体制整備</p>	<p>盛土等の事案の解決に向けては、高度な専門的知識が求められる場合や、必要な対策が長期間にわたる場合、複数の法令、部署が関連し権限が不明瞭な場合等があり、最終的な解決のためには、全庁的に円滑な連携、協力体制を取ることが必要となる。</p> <p>⇒そこで、盛土等に対する対応を確実に実施するとともに、盛土等を起因とする災害の未然防止を図ることを目的として、<u>「浜松市盛土等対策協議会」を設置する。</u>【継続実施中】</p> <p>浜松市盛土等対策協議会は、事務局である都市整備部土地政策課が主体となつて、盛土等に関する情報や課題の共有、関係法令の整理、横断的な業務応援や協力体制の構築を始め、必要に応じて専門家から意見を聴取することや対応状況の継続的な確認等、事案の解決に向け必要な全庁的な対応を主導する。</p> <p>その際には、盛土関連法令のみを対象とするのではなく、その他の法令を含め関係法令の整理を行い、安全・安心の確保に向け、あらゆる対応を模索、調整、実施していくものとする。</p> <p>また、個別事案の解決に向けた対応だけでなく、職員の意識向上に向けた対策、県との連携に必要な調整等、盛土等に関する事務広範に関与するものである。</p>
	<p>専門家との連携</p>	<p>J</p> <p>不適切な盛土等の調査等に関する 専門家との連携</p>	<p>盛土等については、外観から規模、危険性等を正確に判断することが困難な事例も多く、職員だけではその危険性や必要な対応について正確な判断が難しい事例がある。</p> <p>⇒そこで、不適切な盛土等の現地確認や安全性の判断等に専門的な知見を要すると考えられる場合に、<u>専門家から必要な助言やアドバイスを得られるよう、協定の締結や委員の任命等、必要な体制を整備する。</u>【令和6年度予定】</p>

<p>(2) 静岡県との連携</p> <p>市民・県民の安全・安心に関する情報については、市に権限がないとしても、現場により身近な基礎自治体から発信する等、県との間の円滑な連絡、情報を提供する体制の整備が求められている。</p>	<p>県との連携の強化</p>	<p>情報共有体制の構築</p>	<p>K</p> <p>危機管理に関する種々の事案について、様々なご意見、情報が市、県を問わず住民から寄せられている。それらの意見、情報を市と県とで確実に共有し、事案解決に向けて連携していく必要がある。</p> <p>⇒そこで、<u>盛土等対策協議会を中心として組織的な連携を緊密にしていくと共に、職員レベルでの情報共有も徹底すべく、それぞれ管轄する事務や関係する部署の整理、県の事務に係る研修会への市職員の積極的な参加等、相互の事務に関する理解の深化を推し進める。</u>【継続実施中】</p>
		<p>事案解決に向けた連携</p>	<p>L</p> <p>県が権限を有する業務であっても、住民からの通報、相談、要望等は、最も身近な自治体である市に対して行われることは多い。事案の円満かつ最終的な解決のためには、それら住民の意見を尊重し、対応に反映していく必要がある。</p> <p>⇒そこで、市は県に対して情報共有を行うに留まらず、<u>事案解決に向けた対応方針の提言や、現地調査、市民との意見交換のためのサポートを行う等、県と市とで連携して事案の解決に当たっていく。</u>【随時対応】</p>
<p>(3) 今次災害教訓の継承</p> <p>市が行った災害発生後の応急措置については、二次災害が発生し住民にこれ以上の影響を及ぼさないよう真摯に取り組んでいた。こうした事後の取り組みだけでなく、事前の対処も充実させることで、安全・安心に関する市民の信頼感が醸成される。</p>	<p>災害教訓の継承</p>	<p>継続的な監視体制の構築</p>	<p>M</p> <p>今回被害を生じさせた盛土については、市から所有者側へ働きかけていたものの、最終的に相手方の反応を待つ間に災害が発生してしまった。</p> <p>災害発生の前抑制に向けては、法令に則った適切な対応を行うことだけでなく、安全・安心が確保される最終的な解決までにかかる期間を意識し、迅速な措置を心がける必要がある。</p> <p>⇒そこで、<u>対応が未完了となっている事案について、継続的に監視する体制を構築【随時対応】し、事案の進捗状況、行政指導後の相手方の対応、相手方との連絡が取れているか等、所管部署全体として状況の把握に努め、事案解決に向け対応が滞らないよう継続していくことを徹底する。</u></p> <p>また、対応に要している期間、緊急性に応じ盛土等対策協議会において対応方針の検討、調整を行い、事案解決まで全庁的に対応を進めていくものとする。</p>
		<p>盛土等に関する情報の市民等への周知</p>	<p>N</p> <p>盛土等に関し、市民はその安全性を外観から判断することが難しく、また、正確な情報を得る手段も限られることが、土砂災害に係る不安感に繋がる可能性がある。市民が安全・安心な生活を送るためには、盛土等に関する正確な情報が広く周知される必要があると考える。</p> <p>⇒そこで、<u>不適切な盛土等をさせないよう事業者等への盛土規制制度の周知【継続実施中】を行うとともに、盛土等に関する情報の公表を積極的に行うべく、誰でも閲覧可能な盛土マップをインターネット上に整備【令和7年度予定】する。</u></p>